

II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項

小学校・中学校

学校教育においては、児童生徒に自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識及び技能の習得やこれらを活用して課題を見出し、解決するための思考力・判断力・表現力等の能力を身に付けさせることが必要である。そのために、各学校が地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりを行うことが大切である。

高等学校

高等学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を目指すとともに、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等が極めて多様化していることから、生徒それぞれの個性を最大限に伸ばさせるため、生徒の選択幅をできるだけ拡大し多様で特色ある学校づくりを推進することが重要である。

特別支援学校

障害の重度・重複化、多様化や社会の変化等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒一人一人が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うことが重要である。

1 教育課程の効果的な展開 (小・中)

－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －

4 質の高い教育を
みんなに



小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程について創意工夫を加えて作成し、責任をもって効果的に推進する必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

- コロナ禍の休校措置などにより授業時数確保が困難
- ◇「学びの保障」を重視
→オンラインの学習支援等

(1) 教育課程編成の原則を踏まえる

- ① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれるような教育の充実に努める。
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
ア 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に図る。
イ 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- ④ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動の充実に図るとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- ⑤ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に図る。
- ⑥ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントの構築に努める。



(2) 教育課程編成・実施に係る指導計画の充実に図る

〔学校経営計画書・各教科等年間指導計画〕

- ① 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
ア 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
イ 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- ② 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
ア 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
イ 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
ウ 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。



(3) 教育課程の評価・改善の充実に図る

- ① 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- ② 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ③ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。



■ 関連資料 ■

- | | | |
|--------------------------------|-----------|-------|
| ◎『小学校・中学校教育課程編成のポイント』 | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎『学習指導要領解説（総則・各教科等編）』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『学校評価ガイドライン〔平成28年改訂版〕』 | 文部科学省 | 平成28年 |
| ◎『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』 | 国立教育政策研究所 | 令和2年 |

Ⅰ 教育課程の効果的な推進 (高等学校)

— カリキュラム・マネジメントの充実を図り、資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のために —



教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有する「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

ここがポイント(取組の重点)

- 思考力・判断力・表現力等を育成するための指導と学習評価の改善に課題。
- ◇ 「授業改善」に重点。

(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

本県の高校生には豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待され、学校教育活動全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図り、生きる力を育む必要がある。その際、発達の段階等や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにすること。

- ① 知識及び技能が習得されるようにすること。
- ② 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- ③ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

以下の点に留意して取り組むことが大切である。

- ① 生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 単元や題材など内容のまとまりの中で、学習の場面を設定し評価するものであること。
- ④ 深い学びの鍵として、「見方・考え方」は各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなし、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすること。

(3) 学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

具体的には、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

■ 関連資料 ■

◎ 『高等学校学習指導要領解説 総則編』

文部科学省

平成 30 年

◎ 『沖縄県立高等学校 教育課程編成の基準・教育課程編成の手引』

沖縄県教育委員会

令和 3 年

1 教育課程の効果的な推進 (特別支援学校)

－ 生きる力を育み、よりよい社会を創る特色ある教育課程の編成及び実施 －



幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、**社会に開かれた教育課程を編成し**、目標を達成することが重要である。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

ここがポイント(取組の重点)

- 幼・小・中・高等部における系統性のあるカリキュラム・マネジメント。
- ◇学部間の接続・連携。

(1) 教育課程編成の原則を踏まえる

- ① 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従って編成する。教育課程の編成に当たっては、**法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え**、学校の特色を生かした教育課程を編成する。
- ② **幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し**、幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮する。学校の教育目標の設定、教育の内容等の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映されるようにする。
- ③ 地域の教育資源や学習環境(近隣の学校、社会教育施設、幼児児童生徒の学習に協力することのできる人材等)の実態を考慮し、教育活動を計画する。
- ④ **校長を中心として、全教職員が共通理解を図りながら、学校として一貫した特色ある教育課程を編成する。**

(2) 生きる力を育む特色ある教育活動の展開

- ① **確かな学力**：基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。
- ② **豊かな心**：道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- ③ **健やかな体**：学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。
- ④ **自立活動の指導**：学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

(3) カリキュラム・マネジメントの充実

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的な視点**で組み立てる。
- ② 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価し、**PDCAサイクル**による教育課程の改善と充実に努める。
- ③ 教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制を確保**するとともにその改善を図る。
- ④ **個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげる。**
カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのか、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、**家庭や地域とも共有**していくことが重要である。

■関連資料■

- ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(高等部)』 文部科学省 平成31年
◎『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』 文部科学省 平成30年